

静岡県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、浜松市中央区及び浜松市天竜区の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

令和6年1月4日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

- 1 浜松市中央区において、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙（静岡県第7区又は静岡県第8区のいずれか一方の選挙区において行われる公職選挙法第109条に規定する再選挙又は同法第113条に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する開票区

開票区	区 域
浜松市中央区 第1開票区	浜松市中央区西丘町、花川町、西山町、神ヶ谷町、大久保町、神原町、入野町、西鴨江町、志都呂町、伊左地町、佐浜町、大人見町、古人見町、和地町、湖東町、大山町、和光町、深萩町、平松町、呉松町、白洲町、舘山寺町、庄内町、協和町、庄和町、村櫛町、篠原町、坪井町、馬郡町、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、桜台六丁目、西都台町、志都呂一丁目、志都呂二丁目、舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目、高塚町、増楽町、若林町、東若林町、初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町の区域
浜松市中央区 第2開票区	浜松市中央区第1開票区に属する区域以外の区域

- 2 浜松市天竜区において、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙（静岡県第3区又は静岡県第7区のいずれか一方の選挙区において行われる公職選挙法第109条に規定する再選挙又は同法第113条に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する開票区

開票区	区 域
浜松市天竜区 第1開票区	浜松市天竜区春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸の区域
浜松市天竜区 第2開票区	浜松市天竜区第1開票区に属する区域以外の区域

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 令和5年静岡県選挙管理委員会告示第3号附則第2項は、浜松市には適用しない。